

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
(平成十二年五月三十一日法律第百四号)

(登録の申請)

第二十二条 解体工事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 営業所の名称及び所在地

三 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次号及び第二十四条第一項において同じ。)の氏名

四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名)

五 第三十一条に規定する者の氏名

2 前項の申請書には、解体工事業者の登録を受けようとする者が第二十四条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の拒否)

第二十四条 都道府県知事は、解体工事業者の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第三十五条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者

二 解体工事業者で法人であるものが第三十五条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にその解体工事業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの

三 第三十五条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

- 四 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を
終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二
条第六号 に規定する暴力団員又は同号 に規定する暴力団員でなくなった日から五年を
経過しない者（第九号において「暴力団員等」という。）
 - 六 解体工事業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が
前各号又は次号のいずれかに該当するもの
 - 七 法人でその役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
 - 八 第三十一条に規定する者を選任していない者
 - 九 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、
その旨を申請者に通知しなければならない。

解体工事業に係る登録等に関する省令

（平成十三年五月十八日国土交通省令第九十二号）

（登録申請書の様式）

第三条 法第二十二条第一項 に規定する申請書は、別記様式第一号によるものとする。

（登録申請書の添付書類）

第四条 法第二十二条第二項 に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 解体工事業者の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が法人である場
合にあつてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をい
い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執
行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと
認められる者を含む。以下同じ。）、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成
年者である場合にあつてはその法定代理人（法人である場合にあつては、当該法人及び
その役員。第三号において同じ。）が法第二十四条第一項 各号に該当しない者であるこ
とを誓約する書面

- 二 登録申請者が選任した技術管理者が第七条に定める基準に適合する者であることを証する書面
 - 三 登録申請者(法人である場合にあってはその役員を、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人を含む。)の住所、生年月日等に関する調書
 - 四 登録申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書
 - 五 登録申請者(未成年者である場合に限る。)の法定代理人が法人である場合にあっては、当該法定代理人の登記事項証明書
- 2 都道府県知事は、次に掲げる者に係る本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。)について、同法第三十条の七第五項の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の八第一項の規定によるその利用ができないときは、登録申請者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。
- 一 登録申請者が個人である場合にあっては、当該登録申請者(当該登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該登録申請者及びその法定代理人(法人である場合にあっては、その役員))
 - 二 登録申請者が法人である場合にあっては、その役員
 - 三 登録申請者が選任した技術管理者
- 3 法第二十二条第二項及び第一項第一号の誓約書の様式は、別記様式第二号とする。
- 4 第一項第二号の書面は、実務の経験を証する別記様式第三号による使用者の証明書その他当該事項を証するに足りる書面とする。
- 5 第一項第三号の調書の様式は、別記様式第四号とする。

(技術管理者の基準)

第七条 法第三十一条に規定する主務省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 次のいずれかに該当する者

イ 解体工事に關し学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む。次号において同じ。)若しくは中等教育学校を卒業した後四年以上又は同法による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。次号において同じ。)若しくは高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。次号におい

て同じ。)を卒業した後二年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。)、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科(次号において「土木工学等に関する学科」という。)を修めたもの

ロ 解体工事に關し八年以上実務の経験を有する者

ハ 建設業法(昭和二十四年法律第百号)による技術検定のうち検定種目を一級の建設機械施工若しくは二級の建設機械施工(種別を「第一種」又は「第二種」とするものに限る。)、一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。))又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理(種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。))とするものに合格した者

ニ 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)による一級建築士又は二級建築士の免許を受けた者

ホ 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による技能検定のうち検定職種を一級のとび・とび工とするものに合格した者又は検定職種を二級のとび若しくはとび工とするものに合格した後解体工事に關し一年以上実務の経験を有する者

ヘ 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)による第二次試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者

二 次のいずれかに該当する者で、国土交通大臣が実施する講習又は次条から第七条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習(以下「登録講習」という。)を受講したもの

イ 解体工事に關し学校教育法 による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後三年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後一年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学等に関する学科を修めたもの

ロ 解体工事に關し七年以上実務の経験を有する者

三 第七条の十七、第七条の十八及び第七条の二十一において準用する第七条の三の規定により国土交通大臣の登録を受けた試験(以下「登録試験」という。)に合格した者

四 国土交通大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものと認定した者